

1. 件名：「九州電力（株）玄海原子力発電所発生分の低レベル放射性廃棄物に係る廃棄物確認証に対する考え方に関する面談」

2. 日時：令和2年1月28日（火）14：00～14：30

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設等監視部門

吉澤監視指導官、山本主任原子力専門検査官

日本原燃株式会社

東京支社 技術部 運転管理グループリーダー

5. 要旨：

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、九州電力（株）玄海原子力発電所発生分の廃棄物埋設確認申請書における確認証分割交付の分割数に対する基本的考え方の説明があった。概要は以下のとおり

- ・九州電力（株）玄海原子力発電所から発生する廃棄体1,720本に対する確認日数は、直後に確認を行う予定の日本原子力発電（株）東海第二発電所から発生する廃棄体の確認本数と合計し、それぞれ1日あたりの最大確認本数（約200本）以下となるよう調整することを計画しており、現在の計画では10日間（10枚）となることを見込んでいる。これを廃棄物確認証の分割交付希望枚数としている。

(2) これに対し原子力規制庁から、以下の事項を伝えた。

- ・廃棄物確認証の分割交付に際しては、合理的な交付枚数となるようにすべきであることを、令和元年12月27日の面談において要望している。今後も事業者において、合理的な確認計画を策定していくよう申し述べた。
- ・既申請分についても、確認未実施分については、個別に確認証分割数の合理性について説明するよう申し述べた。

6. その他

日本原燃からの配付資料

- ・九州電力（株）玄海原子力発電所の廃棄体に係る廃棄物確認証の分割数について

以上